



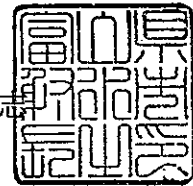
射水市告示第117号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するので、同条第2項の規定により、告示する。

平成27年6月26日

射水市長 夏野元志



射水市堀岡新明神字西浜に編入する区域
射水市堀岡新明神字西浜187番5、186番5、180番8、177番15 及び177番31の地先